

◎新潟県告示第464号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新発田市の川東土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和5年4月18日

新潟県新発田地域振興局長

1 就 任

監事 新発田市板山34番地

長谷川 治伸

就任年月日 令和5年4月6日